

# 急速充電設備に係る規定の改正(案)について

---

急速充電設備に係る規制のあり方 検討部会

令和4年8月 総務省消防庁予防課

# 急速充電設備等に係る規定の改正方針

- 急速充電設備の全出力が200 kWを超えることによる新たな火災危険性は確認されないことから、従来、変電設備とみなされていた急速充電設備も含めて、「急速充電設備」として規制する

## 改正（案） 急速充電設備の規定は「コネクタ型」であることを明確化する

### 背景と方針

- 現在の省令及び条例は「コネクタ型」と「非コネクタ型」の急速充電器を区別しておらず、「非コネクタ型」の急速充電設備を想定した基準とはなっていない。
- これまでの検討部会で検討された急速充電設備は「コネクタ型」のみである。
- 実態に即した基準への見直しのため、省令が規定する急速充電設備は「コネクタ型」を対象としたものであることを明確化する必要がある。
- なお、「非コネクタ型」の急速充電設備等が普及した際は、当該設備の特徴ごとに防火安全対策を検討し、急速充電設備に追加していくこととする。

### 急速充電設備の定義：

電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいう。

# 急速充電設備等の規定の改正（案）

改正（案） 急速充電設備の規定は「コネクター型」であることを明確化する

新	旧
<p>(対象火気設備等の種類)</p> <p>第3条 令第5条第1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第1号から第12号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第13号から第20号までに掲げる設備とする。</p> <p>(20) 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第16条第9号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>※ その他必要な改正を行う</p>	<p>(対象火気設備等の種類)</p> <p>第3条 令第5条第1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第1号から第12号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第13号から第20号までに掲げる設備とする。</p> <p>(20) 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第16条第9号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）</p>

## 改正により既存の急速充電設備に懸念される影響

- 規定の改正時、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備及び変電設備については経過措置を設け、既存の設備に影響が無いよう配慮する。
- 主要なメーカーへのヒアリングから、200kWを超える変電設備として設置される「コネクター型」の急速充電設備であっても、自主的に200kW未満の急速充電設備の基準に適合した仕様の製品としているとのことである。（右図①）
- また、200kW以下の「非コネクター型」の急速充電設備については変電設備として規制を受けることになるが、パンタグラフ型や非接触型等の「非コネクター型」の急速充電設備は一般に普及する段階ではなく、実質的な影響はほとんどないと考えられる。（右図②）

## 改正イメージ

